処分基準整理票

処分の内容		母子及び父子家庭等医療費の届出の義務等		
根拠法令及び条項		那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例第9条		
処分基準	■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) □無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)			
	公表 ■する	る □しない(公表した	よい場合の根拠:第7	条第2項第 号に該当)
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) (届出の義務等) 第9条 保護者は、第6条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。 2 保護者は、その家庭に属する受給資格者の現況について、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。 3 市長は、保護者が前2項の規定による届出を行わないときは、医療費の助成を行わないことができる			
処 分 基 準 設定年月日		平成7年3月31日	処 分 基 準 最終変更年月日	平成30年4月1日
所管部署		こどもみらい部	子育て応援課	
備考				

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない 場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること